

## 令和8年度障害者スポーツ指導者サポート事業実施要項

- 1 目的 県内のパラアスリートの競技力向上のためには、選手の強化に加え、選手を支える指導者の充実が必要不可欠である。この事業は指導者へのサポートに焦点をあて、指導者の活動における金銭的な負担を軽減することを目的とする。
- 2 主催 公益社団法人広島県パラスポーツ協会
- 3 事業内容 県内のパラアスリートに対するパラスポーツ指導 1回につき 6,000円の費用を当協会が負担する。パラスポーツ指導であれば、コーチング、コンディショニング、栄養指導等内容は問わない。  
※選手への助成ではなく、指導者への助成事業である。
- 4 対象 以下の①②の両方の条件を満たす者を対象とする。  
①県内在住のパラアスリートへスポーツ指導を行っている指導者。  
②定期的(月1回以上)に活動している個人・団体(サークル含む)への指導をしている者。  
※個人への指導とは、選手1名に対して個別に指導を行った場合をいう。  
※団体への指導とは、競技種目にかかわらず、複数の選手で構成されるチーム、クラブ、サークルに所属する選手に対して指導を行った場合をいう。団体に所属する選手に対する指導は、指導人数、指導方法その他の実施形態にかかわらず、全て団体への指導として取り扱い、個人への指導としては認めない。
- 5 申請回数 ①個人指導  
個人指導の場合、指導対象選手数にかかわらず、指導者1名につき年度内12回を上限とする。  
(例) 同一の指導者が○日にA選手、△日にB選手を指導した場合であっても、申請回数の上限は年度内12回とする。  
②団体指導  
団体指導の場合、指導者数にかかわらず、同一団体(チーム・クラブ・サークル等)につき年度内24回を上限とする。  
(例) 1つのチームに5名の指導者がいる場合であっても、チーム全体の申請回数の上限は24回とする。
- 6 実施期間 令和9年3月末まで。ただし、予算の都合により年度途中で終了する可能性もある。

7 申 請 別紙申請用紙に必要事項を記入のうえ、事務局まで提出する。

※申請は、当該活動を実施した月ごとに行うものとし、当月末までに事務局へ到着したものを受け付ける。(ただし、7月に限って、4月、5月、6月分を遡って申請を行うことは可とする。)ただし、月末に指導を実施した場合は、活動終了後1週間以内の提出であれば、翌月に到着したのも受け付ける。

※今年度は、団体指導用と個人指導用で申請様式が異なるため、該当する申請用紙を確認のうえ提出すること。

※本事業は指導者を対象としているため、個人指導・団体指導のいずれの場合も、振込先は指導者本人名義の口座を記載すること。団体名義の口座への振込は認めない。

8 そ の 他

- ・パラアスリートが協会指定選手の場合、強化費との重複はできないので注意すること。
- ・予算枠があるため、上限に達すると年度の途中で事業が終了する可能性もある。
- ・申請書に必ず指導選手の署名・捺印（団体の場合はチームのキャプテンの署名・捺印またはチーム印）をもらい、指導者が選手を指導している活動中写真（2枚程度）を添付すること。
- ・1対1で指導する場合で、指導者が選手をしっかりと指導している写真を撮影することが困難である場合は、書類の備考欄に撮影できなかった理由を記載すること。
- ・活動内容（練習内容）は詳細に記載すること。
- ・指導者の事業となるため、選手は申請できないこととする。
- ・申請内容によっては、電話確認を行う場合がある。そのため、申請書に記載する連絡先は、日中につながる連絡先を記載すること。
- ・申請書の内容に不備がある場合は支給できないものとする。

【問い合わせ・申込先】

公益社団法人広島県パラスポーツ協会

〒739-0036

東広島市西条町田口 295-3 スポーツ交流センター内

TEL：082-426-3333 FAX：082-425-6789

E-メール：[hiroshima-psa@vesta.ocn.ne.jp](mailto:hiroshima-psa@vesta.ocn.ne.jp)

【担当：後藤】